

金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

平成27年5月15日

長野八ヶ岳農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当組合の金融円滑化管理に関する体制

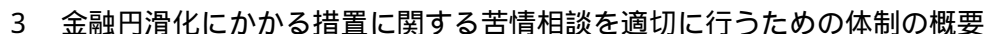
（注）方針の全文については、平成25年4月1日に公表しております。

2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- （1）組合長以下常勤理事、室部長、支所長を構成員とする「企画会議」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- （2）金融共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- （3）小海駅前支所を除く各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融共済部へ報告することとしております。
- （4）各支所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制(イメージ)



- 苦情・相談等の受付窓口については下記のとおりです。

以下の本支所の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

相 談 窓 口	実施日	実 施 時 間	電話番号
本所金融共済部 金融課	平 日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	9 1 - 1 1 1 2
小海支所 金融共済課	平 日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	9 2 - 2 0 6 1
北相木支所 金融共済課	平 日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	7 7 - 2 2 1 1

川上支所	金融共済課	平 日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	9 7 - 2 2 1 1
南牧支所	金融共済課	平 日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	9 6 - 2 0 2 1
南相木支所	金融共済課	平 日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	7 8 - 2 2 1 1
野辺山支所	金融共済課	平 日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	9 8 - 3 3 6 6

ご相談にあたっては、各相談窓口に直接ご来店ください。また、電話相談もお受けいたします。

貸出条件変更等にかかるご意見・苦情については、本所、金融共済部にてお受けいたします。

苦情相談窓口 TEL 0267 - 91 - 1112

4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

5 貸付条件の変更等の実施状況

○ 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	77	77	85	88	88	88	89	90
うち、実行に係る貸付債権の数	77	77	78	88	88	88	89	90
うち、謝絶に係る貸付債権の数								
うち、審査中の貸付債権の数			7					
うち、取下げに係る貸付債権の数								

○ 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	7	8	8	8	8	8	8	8
うち、実行に係る貸付債権の数	6	7	8	8	8	8	8	8
うち、謝絶に係る貸付債権の数								
うち、審査中の貸付債権の数	1	1						
うち、取下げに係る貸付債権の数								